解散公告

当法人は、平成二十六年五月二十四日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月十九日

京都市左京区上高野北田町七番地

特定非営利活動法人京都キャリアコミュニケーター協議会　清算人　大西　光男

解散公告

当社は、平成二十六年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月十九日

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町四七六番地

ツールグローブ株式会社

代表清算人　遠山　大輔

解散公告

当社は、平成二十六年四月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月十九日

大阪府東大阪市若江本町四丁目二番一一号

株式会社フジイデンキ

代表清算人　藤井　千代

解散公告

当社は、平成二十六年五月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月十九日

島根県松江市学園二丁目一六番二四号

有限会社エイエムエル・ランゲージ

清算人　バー　月美

解散公告

当社は、平成二十六年五月七日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月十九日

島根県松江市浜乃木四丁目一三番三四号

有限会社ダイユウ不動産

清算人　馬庭　光子

解散公告

当社は、平成二十六年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月十九日

広島市安佐南区八木二丁目二番一四号

株式会社アベイル

代表清算人　渡邊　昌人

解散公告

当社は、平成二十六年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月十九日

北九州市八幡西区町上津役西一丁目二番四号

有限会社上津役タクシー

清算人　森　まり

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月十九日

熊本県八代市千反町一丁目壱号二〇番地

有限会社フジサワ治療院

清算人　藤澤　豊

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年六月六日に解散が告示されたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月十九日

長野県松本市大字松原七六番地一

松本市寿松原町会

清算人　小栗　勝人

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年三月二十五日開催の臨時社員総会の決議並びに大阪市保健所長の認可により、平成二十六年五月二十三日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月十九日

大阪市淀川区西三国二丁目一四番三号

医療法人親和会近藤医院

清算人　古田　訓丸

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十六年四月十七日総務大臣及び国土交通大臣の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年六月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月十九日

札幌市中央区北一条西二丁目一番地七

札幌市土地開発公社

代表清算人　秋元　克広

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日文科省の法令により、みなし解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年六月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月十九日

埼玉県さいたま市浦和区上木崎四丁目一〇番一七号

社団法人日本評論家協会

清算人　弥富　靭彦

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年五月八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年六月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月十九日

東京都千代田区丸の内三丁目五番一号東京国際フォーラムD三〇一

社団法人日本専門医制評価・認定機構

代表清算人　八木　聰明

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年六月二日静岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年六月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月十九日

静岡市葵区追手町五番一号

静岡市東原土地区画整理組合

清算人代表　末永　隆一

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十六年五月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年六月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月十九日

大阪府大阪市阿倍野区王子町一丁目四番二八号

西日本自転車厚生年金基金

代表清算人　奥野　英俊

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十六年五月二十日をもって鳥取県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年六月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月十九日

鳥取県鳥取市福井二二二　福井土地改良区

代表清算人　前田　守正